

# これまでにいただいたご意見と対応の方向性

## 1. 水災害に関する各種ハザード情報のあり方

### (問題意識)

水災害対策実施後の変化や高頻度の現象も考慮したハザード情報の評価、様々な水災害のハザードやまちの状況を踏まえた総合的な水災害リスクの評価をどのように進めるべきか。

### (いただいたご意見)

- 地方公共団体のまちづくり部局・防災部局及び地域住民が災害リスクを理解するために、どのような内容の情報を必要としているか、地方自治体のまちづくり・防災部局が治水部局に対して提示すべき。
- 例えば、安全な避難を確保する観点から、浸水想定区域の指定にあたっては、従来の浸水深、浸水継続時間の情報に加えて、浸水するまでの時間、氾濫流の流速、地区ごとの浸水確率の違い、特に危険度の高い地域といった情報を治水部局が提供することができないか。
- 浸水想定区域は、危険度に応じてもう少し段階分けできないか。
- まちづくりに用いるハザード情報を作成する際には、まちづくりの観点から、近年の気候変動の影響を考慮し、水災害の再現期間を設定すべき。資産の被害の軽減を主な目的とした建築や土地利用を考える場合には、再現期間が数百年から数千年までのハザード情報よりは、数十年程度のハザード情報の方が求められる。

### (対応の方向性)

- まちづくりにおいて求められる災害の発生頻度に応じたきめ細かいハザード情報の整備、住民へのわかりやすい情報提供が必要。
- ▶ **「水災害対策とまちづくりの連携促進のためのガイドライン」(仮称)にて、まちづくりに活用できる水災害に関するハザード情報の考え方について提示** 資料5-1
- **受け手にとってわかりやすい情報とするため、災害ハザード情報を地図上に3D表示できるようデータ整備**

# これまでにいただいたご意見と対応の方向性

## 2. 各種ハザード情報の具体的なまちづくりへの反映手法

### (問題意識)

土砂災害や津波などを対象に、特に危険な地域へのレッドゾーンの指定による立地規制、構造規制や、避難の円滑化等を目的にイエローゾーンの指定がなされているが、必ずしもまちづくりとの十分な連携がなされていないが、ハザード情報をどのようにまちづくりに反映すべきか。

### (いただいたご意見)

- 治水部局から提供されたハザード情報をもとに、地域にどのような被害が起こりうるのか、まちづくり、防災、治水の各部局が連携して明らかにし、とるべき対策を検討すべき。
- 各市町村における取組と並行して、市町村の協議会や広域連合、都道府県により、市町村を超えた広域の視点からも検討がされることが望ましい。
- 検討の際には、災害リスクのない地域に住ませ、災害リスクがある地域には住ませないといった両極端な議論に陥るのではなく、災害リスクがあってもまちづくりを進めるべき地域もあるという前提に立つべき。
- 災害リスクがある地域でまちづくりを進めるとした場合に、それぞれの地域の状況に応じて、どのような対策がとりうるか選択肢を幅広く案出し、どの対策を選択していくかについて、行政・専門家と地域住民との間で議論を重ね、合意形成を図っていくべき。
- そもそもまちづくりにより個人の財産をどこまで守るのかについて、損害保険の加入といった個人での対策も視野に入れつつ検討すべき。
- 水災害対策を講じるより立地を規制した方が合理的な場合もあることを踏まえ、どのような場合に立地規制を行うことが合理的なのかについても検討することが必要。

### (対応の方向性)

- 災害ハザード情報をもとに、広域的な視点も交え、行政・専門家と地域住民との間で合意形成を図りながらまちづくり・防災対策につなげていく必要。
- 災害ハザード情報に応じた居住誘導区域の設定の考え方、災害リスクを踏まえた効果的な防災・減災対策を定める防災指針の作成の考え方を整理する必要。
- どのような場合に立地規制を行うことが合理的なのか考え方を示す必要。

 **「水災害対策とまちづくりの連携促進のためのガイドライン」(仮称)にて、水災害リスクを踏まえた水災害対策やまちづくりの考え方を提示** 資料5-1

## 3. 水災害対策とまちづくりの連携によるリスク軽減手法


### (問題意識)

まちの状況などにより、イエローゾーンを居住誘導区域に含める場合等に、災害対策の実施や警戒避難体制の整備等、講ずべき災害対策の検討・実施等をどのように進めるべきか。

### (いただいたご意見)

- 治水対策や市街地の防災対策などのハード対策は有効であるが、効果をあげるまでに時間がかかるものであるため、短い時間で実施が可能で、効果が大きいものから優先的に取り組む必要がある。警戒避難体制の構築など、現にリスクにさらされている地域の安全確保を図るソフト対策を検討すべき。
- ハード対策としては、災害危険区域を指定することで条例により建築物の構造等に制限を課すことや、浸水想定区域内の居住誘導区域内に、浸水時の避難場所として使用できる建築物を誘導していくことなどが有効。（建築物に係る新たな制限については、既存不適格への対応の問題が発生することなどに留意。）
- 建築物の構造面での対策や移転を含めた、個人の財産や市街地の態様を安全なものへと改善する取組へ向かわせるインセンティブを付与する仕組みを検討すべき。

### (対応の方向性)

- 時間軸を意識し、ハード対策とソフト対策を交え、優先順位をつけて取り組む必要。
  - 災害ハザードの種別・程度に応じた対策をとる必要
  - 災害リスクの軽減に資する取組を講じるインセンティブを付与する施策が必要。
-  ● **「水災害対策とまちづくりの連携促進のためのガイドライン」(仮称)にて、水災害リスクを踏まえた水災害対策やまちづくりの考え方を提示** 資料5-1
- **災害危険区域の活用事例等について地方公共団体に周知** 資料5-3
  - **都市開発と併せて避難施設や遊水地の整備等を行う場合に容積率を緩和する制度を検討** 資料5-4